

# あはき・柔整広告ガイドラインについて

## ○ 広告可能事項

ガイドライン参照ページ

あはきに関して広告可能な事項

p.11

1. 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
2. 第一条に規定する業務の種類(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう)
3. 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
4. 施術日又は施術時間
5. その他厚生労働大臣が指定する事項
  - (1) もみりようじ
  - (2) やいと、えつ
  - (3) 小児鍼(はり)
  - (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第九条の二第一項前段の規定による届出(開設届出)をした旨
  - (5) 医療保険療養費支給申請ができる旨  
(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
  - (6) 予約に基づく施術の実施
  - (7) 休日又は夜間における施術の実施
  - (8) 出張による施術の実施
  - (9) 駐車設備に関する事項

柔整に関して広告可能な事項

p.11-12

1. 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
2. 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
3. 施術日又は施術時間
4. その他厚生労働大臣が指定する事項
  - (1) ほねつぎ(又は接骨)
  - (2) 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出(開設届出)をした旨
  - (3) 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
  - (4) 予約に基づく施術の実施
  - (5) 休日又は夜間における施術の実施
  - (6) 出張による施術の実施
  - (7) 駐車設備に関する事項

# ◆ 広告規制対象

## 広告となるもの

p.8 5

- ・看板、壁面広告、院外チラシ、パンフレット等(ポスティング、ダイレクトメール、ポケットティッシュ等によるものを含む)

## インターネット上で広告とみなすもの

p.31-32

- ・バナー広告、SNSの書き込み、施術所紹介サイト上の紹介ページ、動画広告、リスティング広告、電子メール等

## 広告不可事項

不可事項を広告していないか

で確認してみましょう！

チェック欄



## 病院又は診療所と紛らわしいもの

p.14 ②ア, p.16 (4)②



- ・施術業態のない〇〇治療院(所)、メディカル、クリニック、リハビリ、ドック等
- ・診療日時、診察日時、休診日、初診、再診、往診等

## あはき・柔整以外の業態と紛らわしいもの

p.13 3(1)②, p.14 ②イ



- ・東洋医学療法、伝統鍼灸、漢方、カイロプラクティック、整体、リラクゼーション、リフレクソロジー、コンディショニング、リラックス、サポート等

## 提供する施術業態が混ざっているもの

p.14 ②ウ



- ・〇〇鍼灸接骨院、〇〇マッサージ接骨院等

## 対象者を限定するもの

p.15 エ



- ・女性専門、レディース、子ども、スポーツ、アスリート、美容、交通事故専門、むちうち専門等

## 施術内容・技能・方法を含んでいるもの

p.15 オ



- ・東洋医学、美容鍼灸、不妊鍼灸、更年期障害、気功、無痛治療、電気療法等

## 効能を含んでいるもの、優良な施術所と思わせるもの

p.15 カ



- ・姿勢改善、小顔矯正、骨盤矯正、巧み等

## 医療保険療養費支給申請とは関係のないもの

p.17 (2)②



- ・各種保険取扱い、労災保険取扱い、自賠責保険取扱い、交通事故取扱い等

詳しくは「あはき・柔整広告ガイドライン」を確認してください



<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001412674.pdf>

問合せ先：文京保健所 生活衛生課 医薬係 03-5803-1226

